

判例研究

株主総会における議決権行使に係る基準日後に株式を取得したことをのみをもって、当該株式に係る全部取得条項付種類株式取得価格決定申立権が与えられないとまでいうことはできない、とされた事例

〔商法 五六〇〕

東京地決平成二五年一月六日
平成二五年(ニ)第二二六号株式取得価格決定申立事件
金融・商事判例一四三二号五二頁

〔判示事項〕

会社法の下では、同法一七二条一項二号にいう「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」を議決権制限株主など特定の種類の株主に限定する旨の規定は存在せず、また、株式買取請求権や価格決定申立権は議決権とは切り離された権利として規律されており、さらに、一定の株主総会に係る基準日の時点では、当該株主総会の議題が確定しているとは限らず、株式の全部取得等を議題とする予定であることが常に公表されているとも限らないことをも併せ考慮すると、基準日後に株式を取得したこと

のみをもって、当該株式に係る取得価格決定申立権が与えられないとまでいうことはできない。

〔参照条文〕

会社法一七二条一項

〔事実〕

A社は、平成二五年二月二日、Z社（本件利害関係係加入）に対して公開買付（買付期間は同年二月二日から三月二六日まで）を実施する旨を公表した。それによると、①A社は、Z社の完全子会社化を目的とすること、②買付予定数の下限を一一一六万三八九株（平成二四年九月三

○日現在の発行済株式総数二〇四六万四〇五二株から同日現在の自己株式数三七一万八二〇四株を控除した株式数の三分の二に該当する株式数」とすること、③本件公開買付によりZ社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、全部取得条項付種類株式を用いて、同社の発行済普通株式の全てを取得することを企図していること、④全部取得手続が実行された場合には、Z社の株主には取得の対価として同社の別個の種類株式が交付されることになるもの、交付される別個の種類株式の数が一株に満たない端数がある株主に対しては、端数の合計数に相当する株式を売却して得られる金銭を交付することになり、その額は本件公開買付価格に株主が所有していた普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であるが、A社以外の本件公開買付に応募しなかった株主に対して交付しなければならぬ株式の数が一株に満たない端数となるよう決定することをZ社に対して要請する予定であること等を明らかにした。

A社の前記公表に先立ち、Z社は、平成二五年二月八日、A社の公表と同旨の内容について公表するとともに、Z社の取締役会において、本件公開買付に賛成する旨の決議をしたことを公表した。

本件公開買付は、Z社の株式一四四八万一三五二株（議決権数一四万四八一三個、総株主等の議決権（一六万七四四四個）に対する割合八六・四八％）の応募により成立した。

Z社は、全部取得条項付種類株式を用いた少数株主の縮出しを目的として、平成二五年三月一日、同年五月上旬開催予定の臨時株主総会および普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会における議決権行使に係る基準日（以下「本件基準日」という）を、平成二五年三月三日と定める旨の公告を行った。

Z社は、平成二五年五月八日、臨時株主総会および普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、これらを併せて「本件株主総会」という）を開催し、Z社が、全部取得条項付種類株式である同社の株式の全部を取得（以下「本件全部取得」という）し、本件全部取得と引換えに、同社の株式を有する株主に対し、同社の株式一株につきA種種類株式二三八万八七〇九分の一株を交付する旨の決議が成立した。その取得日は、平成二五年六月一二日とされた。

申立人X₁、X₂、X₃のZ社株式の取得状況は次の通りであった。

X₁…平成二五年三月二十九日に一〇〇株取得、同年四月九日に一〇〇株売却、同年五月七日に一〇〇株取得。

X₂…平成二五年三月二十九日に一〇〇株取得、同年四月一日に一〇〇株取得。

X₃…平成二五年四月二日に一万九二〇〇株取得、同年四月四日に二二〇〇株取得、同年四月五日に一四〇〇株取得。

X₁およびX₂は、それぞれ、本件基準日当時保有していたZ社の株式一〇〇株につき、Z社に対し、本件株主総会に先立って、本件全部取得に反対する旨を通知し、本件株主総会においても、本件全部取得に反対する旨の議決権行使をした。

X₁、X₂、X₃は、平成二五年五月二八日、その有する全部取得条項付種類株式の取得価格の決定を求めて本件申立をした。

これに対して、Z社は、基準日後に取得した株式については株主は株式買取請求権を有しないと解すべきであるから、X₂が本件基準日前に取得した一〇〇株を除く本件株式（以下「本件基準日後株式」という）に係る本件申立は、申立適格を欠き却下されるべきである旨を主張した。

〔判旨〕

「会社法上、同法一七二条二項二号にいう「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」について、更にその種類を、議決権制限株主等、特定の種類の株主に限定する旨の規定は存在しない。

また、株式買取請求や買取価格決定の申立ては、会社の基礎に変更がある場合に株主に対して投下資本を回収して経済的救済を得る途を与えることを目的とする制度であり、必ずしも株主が議決権を有していることや議決権を行使したことを上記請求や申立ての前提としなければならない関係にあるわけではないことから、会社法の下では、当該株主総会において議決権を行使することができない株主も、株式買取請求及び買取価格決定の申立てをすることができるとされ（同法一六条二項、一七条二項）、全部取得条項付種類株式の取得価格決定の申立てについてもこれと同旨の定めが置かれているのであって（同法一七二条一項）、平成一七年法律第八七号による改正前の商法下とは異なり、株式買取請求権や価格決定申立権は議決権とは切り離された権利として規律されている。

このような会社法の諸規定や株式買取請求及び価格決定申立ての制度趣旨に加え、現行制度上、一定の株主総会に

係る基準日の時点では、当該株主総会の議題が確定しているとは限らず、株式の全部取得等を議題とする予定であることが常に公表されているとも限らないことを併せ考慮すると、基準日後に株式を取得したことをのみをもって、当該株式に係る取得価格決定申立権が与えられないとまで言うことはできない。

したがって、仮に申立人 X が会社法一七二条一項一号所定の株主に該当しないと、本件基準日後株式に係る申立人らが同項二号所定の株主に該当するということができるから、本件基準日後株式に係る申立てが不適法であるという Z 社の主張を採用することはできない。」

〔研究〕

一 問題点の整理

全部取得条項付種類株式を用いるキャッシュ・アウトは多数決（株主総会特別決議）で行われ、少数株主が有する（全部取得条項付種類）株式は強制的に会社に取得され換金される。多数派と締め出される少数派は利益相反関係になるので、取得対価の公正性が問われる。締め出される株主に交付される全部取得条項付種類株式の取得対価は、端数の金銭処理による（会三三四条一項一号）。端数処理の

原則は競売であるが、競売は対価の公正性を保障する制度ではない。実務においては、競売に代えて売却による金銭処理が選択される（会三三四条二～五項）。本件のように二段階（公開買付と全部取得条項付種類株式によるスキーム）でキャッシュ・アウトする場合には、取得対価と公開買付価格が同額になるよう設定するのが通例である（公開買付の強圧性への対処）。

そこで、公開買付価格＝全部取得条項付種類株式取得価格が、株式を強制取得される株主にとって対価として不当である場合における、株主の利益保護を図る制度が求められる。公開買付には応募しなければよいので、全部取得条項付種類株式の強制取得に係る方策ということになる。全部取得条項付種類株式を設置する定款変更に関して反対株主の株式買取請求（会一一六条一項二号）、株主総会の全部取得決議に関して取得価格決定の申立（会一七二条一項）の各制度が設けられている。ところが、この株式買取請求権は、事実上、行使しえなかった（最決平成二四年三月二八日民集六六卷五号二三四四頁。ただし、平成二六年改正前会社法の解釈。後述五(1)参照）。したがって、実際に用いられる手段は全部取得に係る取得価格決定の申立である。そして、これは、会社による全部取得条項付種類株

式の強制取得を前提にしている。締め出される少数株主に
 とっては、会社社団に残存するか会社社団から離脱するかの
 選択の余地はないのである。

対価の公正性は、第一義的には株主総会決議によるから、
 決議に賛成した株主との関係では対価の公正性は問題とさ
 れていない（この点につき後述三参照）。裁判所に対して
 取得価格（公正な価格）決定を申し立てることができるの
 は、まず、全部取得条項付種類株式の全部を取得する株主
 総会決議において取得に反対した株主（当該株主総会に先
 立って反対する旨を会社に通知することを要する）とされ
 る（会一七二条一項一号）。さらに、右株主総会において
 決議に反対した株主だけでなく、会社法は、当該株主総会
 において議決権を行使できない株主にも取得価格決定申立
 権を与えている（会一七二条一項二号）。議決権を行使で
 きないからといって、相互保有株主（会三〇八条一項括弧
 書）などを不当な対価に対する救済対象から除外する理由
 はないからである。

本件では、 X_1 らがこの議決権を行使できない株主（会一
 七二条一項二号）に当たるか否かが争点とされた（後述四
 参照）。 X_2 が平成二五年三月二十九日に取得した一〇〇株以
 外は、 X_1 と X_3 の有するZ社の株式は本件基準日後に取得さ

れており、当該株式については基準日株主が議決権を行使
 するからである。

本決定は、①会社法一七二条一項二号は「当該株主総会
 において議決権を行使することができない株主」と規定す
 るのみで、これ以上に制限する規定は存しない、②株式買
 取請求制度や価格決定申立制度は議決権の行使を前提とす
 る制度ではない、③現行制度上、一定の株主総会に係る基
 準日の時点では、当該株主総会の議題が確定しているとは
 限らない、ことを理由に、 X_1 らの取得価格決定申立権を肯
 定している。

二 裁判例

X_1 らは、Z社の株式を本件基準日後、本件株主総会前に
 取得している（基準日後取得株主）。同様の状況にあつて
 取得価格決定が申し立てられた裁判例が、現在までに本決
 定以外に四件ある（いずれも本件と同じ東京地裁民事第八
 部（商事部）決定）。

東京地決平成二五年七月三十一日資料版商事法務三五八号
 一四八頁（グッドマンジャパン事件決定）は、本決定①②
 と同旨の理由を挙げ、「基準日後取得株主は、会社法一七
 二条一項二号にいう「当該株主総会において議決権を行使
 することができない株主」として、価格決定の申立てをす

ることができると解するのが相当である。」とする。

東京地決平成二五年九月一七日金融・商事判例一四二七号五四頁（セレブリックス事件決定）は、本決定①③と同旨の理由を挙げ、「実質的にも、基準日後に株式を取得した株主は、株式の全部取得に係る株主総会の決議において議決権を有しないとしても、その後の株式の全部取得に係る取得価格決定の申立権までも有しないものと解すべき必然性はなく、全部取得によって株主は強制的に株式を取得されることや、一般的に基準日から株主総会決議の日まで相当の期間が設定される可能性があることに照らすと、基準日後に株式を取得したことをもって、当該株主に対しその投下資本の回収の機会を保障しないと合理的な理由があるものと認めることはできないというべきである。このことは、株式会社が基準日後に取得した株主の総株式数やその後に行われる反対株主による取得価格決定の申立て及びその取得価格を把握できない事情があるとしても、上記判断を左右しない。」と判示している。

東京地決平成二七年三月四日金融・商事判例一四六五号四二頁（ジュピターテレコム事件決定）および東京地決平成二七年三月二五日金融・商事判例一四六七号三四頁（東宝不動産事件決定）は、本決定①②③と同旨の理由を挙げ、

基準日後取得株主も取得価格決定の申立適格を欠くとは解せない、と判示する（なお、ジュピターテレコム事件決定は、株主総会において全部取得決議がされた後は、「既に株式が一定の対価で強制的に取得されることが確定しており、価格決定の申立ての制度趣旨からして、そのような株式をあえて取得した者が保護に値するとはいえないから、このような者からの申立ては申立権の濫用と評価される場合もあるものと考えられる。」としている）。

以上のように、本決定を含む裁判例は、同様の理由に基づき、いずれも基準日後取得株主に取得価格決定申立権を認めている。そして、申立人は、グッドマンジャパン事件では基準日後に株式を取得し（本件のX₂に相当する。この点につき、後述三参照）、セレブリックス事件では基準日前から保有する株式に加えて基準日後に株式を買増している（本件のX₂に相当する）。ジュピターテレコム事件では、本件のX₂に相当する株主と、全部取得決議をなした株主総会決議の当日に株式を取得した株主が申立人に含まれていた（後者の取得と株主総会決議の先後関係は明らかでなく、全部取得決議がなされたことを知って取得したと認める証拠もないから、後者の申立も適法だとされた）。本件では、さらに、基準日前に取得した株式を基準日後に

売却した上で新たに株式を取得したX₁が含まれる。なお、東宝不動産事件では、申立人の中に基準日後取得株主が含まれていたが、X₁、X₂、X₃のどれに当たたるかは不明である。

なお、本決定とセレブリックス事件決定は、公開買付価格（＝会社が公表した取得価格）の額を取得価格として決定し、グッドマンジャパン事件決定は、会社が公表した取得価格の額を取得価格として決定している（グッドマンジャパン事件は、申立人ではない少数株主が右価格でキャッシュ・アウトするように株主提案権を行使した事実である）。一方、ジュピターテレコム事件決定および東宝不動産事件決定は、公開買付価格（前者は一二万三〇〇〇円、後者は七三五円）よりも高い額を取得価格（前者は一三万〇二〇六円、後者は八三五円）としている。

三 基準日後取得株主による取得価格決定申立の濫用性

本決定は、当事者の主張がなく、具体的な濫用の検討はなされていない。ジュピターテレコム事件決定では、基準日前取得株主に関する濫用の検討がなされている（否定）。一方、他の三決定では、基準日後取得株主による取得価格決定申立を原則として認めるとともに、申立の濫用についても言及している。

基準日後に追加取得された株式が問題とされたセレブ

リックス事件決定は、「参加人が本件基準日の設定前に株式の全部取得に係る本件株主総会の議案を公表したことや、本件公開買付けによって本件全部取得に係る本件株主総会決議の成立が確実であったことを考慮しても、申立人の本件取得価格の申立てを不適法とまで認めることはできず、その他、申立人が株式取得価格決定の申立制度を濫用し不当な投機的目的のみをもって本件基準日後に参加人の株式を取得したことを認めるに足りる証拠はない。」と判示する。一般的に基準日から株主総会決議の日まで相当の期間が設定される可能性があることに照らすと、「基準日後に株式を取得したことをもって、当該株主に対しその投下資本の回収の機会を保障しないと合理的な理由があるものと認めることはできない」（同事件では、基準日は平成二五年一月三十一日、株主総会は同年三月七日）との判断が前提となる（なお、基準日後であっても株式を譲渡しうるのは当然であり、右決定の判断は、キャッシュ・アウト対価の公正性を担保する手続機会保障についての指摘と解される）。不当な投機目的のみでの制度利用は濫用として許されないが、セレブリックス事件では濫用に当たらないとの判断である（株式取引において投機目的を有することは通常であり、購入価格よりも裁判所の決定価格が高くなる

ことを見込んで不当ではないとの判断といつてよからう)。

基準日後に取得された株式が問題とされたグッドマンジャパン事件決定は、株式の取得が基準日後かつ非公開化手続の公表後であること、「申立人がこれまでに株式価格決定の申立てを複数回行っていること、申立人のブログにおいて「どのような理由でどのような決定が出るのかを確かめるために、試しに申し立てしてみるか」等の記載があることが認められる」が、これらの事実から直ちに、価格決定申立権の濫用であるというとはできない、と判示する。なお、同事件は、種類株式発行や全部取得条項付種類株式の取得決議(定時株主総会。平成二四年六月二六日)と種類株主総会決議(同年七月二五日)とが異なる日になされた事案である。同事件決定では、右定時株主総会の開催日後で右種類株主総会の開催日前に取得された株式も問題とされたが、右定時株主総会の基準日後で右定時株主総会開催までに取得された株式と同様に扱われている。

東宝不動産事件決定も、二段階キャッシュ・アウト公表後の株式取得は「全部取得が数か月以内に実施され、その取得する株式が現金化されることを知りながら、株価下落リスクを負担することなく殊更に本件株式の買い集めを行ったものであり、会社法一七二条一項の趣旨に鑑み、ま

た、明らかな権利の濫用(民法一条三項)として、当該株式についての価格決定の申立ての適格を欠くというべきである」との利害関係参加人がなした主張に対して、権利の濫用に当たるとは認められないと判示している。

なお学説においては、基準日株主が基準日後に株式の売却と買い戻しを行い基準日後取得株主として取得価格決定の申立を行うが、株主総会で賛成の議決権を行使している場合が、濫用に当たると指摘されている(加藤貴仁「セレブリックス事件決定・判例評論」私法判例リマックス四九号九六頁)。もつとも、本件のX₁およびX₂、セレブリックス事件の申立人、ジュピターテレコム事件の基準日後に株式を買い増した申立人は、それぞれ基準日株主として反対の議決権を行使している。

四 本決定の理由づけと結論

本決定の理由①(会社法一七二条一項二号の文言)および②(株式買取請求制度や価格決定申立制度における議決権行使の前提要件性の否定)は、制度の趣旨をどのように解するかによる。全部取得条項付種類株式の全部取得決議に係る取得価格決定申立制度は、取得価格の公正性を保障する手続的機会である。多数決による強制換金が許容されるのも、このような手続的機会が制度内に組み込まれてい

るからだといえよう。取得価格決定申立制度は、全部取得条項付種類株式を用いた不当なキャッシュ・アウトを抑制する機能を有している点も看過できない（和田宗久「本決定・判例研究」金融・商事判例一四五二号五頁は、この抑止機能には多くを期待できない旨を指摘されている。そうだとすれば、制度を一層充実させる工夫が必要であろう）。これらを重視すれば、基準日後取得株主に右申立を認める解釈になろう。

本決定の理由③（株主総会に係る基準日の時点では、当該株主総会の議題が確定しているとは限らない）は、全部取得条項付種類株式を全部取得する株主総会決議が効力を生じていないから、との趣旨と解すべきであろう。上場会社において二段階でキャッシュ・アウトする場合には、その旨が基準日前に公表される。本件、セレブリックス事件、ジュピターテレコム事件および東宝不動産事件でも、基準日前に二段階キャッシュ・アウトを行う旨が具体的に公表されている（グッドマンジャパン事件では、定時株主総会の基準日後に株主提案が行われた。なお、同事件決定からは分からないが、実質的に二段階のキャッシュ・アウト事案だったようである）。このような場合には、実質的には、基準日前にキャッシュ・アウトに関する議題が定まってお

り、かつそれは承認される可能性が高い。それにもかかわらず基準日後に株式を取得した株主の取得価格決定の申立が許容されたからである。ジュピターテレコム事件決定および東宝不動産事件決定は、「株主総会において全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨の決議がされるまで、当該株式が取得されることも、当該株式を取得するのと引換えに交付される金銭等も確定しないことを考慮すると」と明確に述べている。

基準日株主であろうとなかろうと、取得日に全部取得条項付種類株式を有する株主はその株式を会社によって強制取得され、端数は換金される。議決権を行使する株主を確定する必要性から基準日の制度が利用されているのであり、取得価格の公正性は株式を強制取得される株主との関係で意味を有する（ただし、株主総会における全部取得決議が効力を生じた後に株式を取得した株主については、別個の考慮を要しよう）。基準日以降も株式は譲渡しうる。セレブリックス事件決定では、基準日後取得株主による不当な投機目的のみでなす取得価格決定の申立は濫用になる旨が判示されている。もつとも、前述のように株式取引における投機目的自体は不当とはいえない。全部取得条項付種類株式を用いたキャッシュ・アウトの場合には、剰余金の配

当と決定価格に基づく法定利息のいわば二重取りもない(後述五(1)(2)参照)。濫用事例があるとしても、それを一般化して基準日後取得株主による取得価格決定の申立を原則として否定しなければならぬ状況にはないように思われる(後述五(2)参照)。したがって、基準日後に株式を取得した者も、会社法一七二条一項の取得価格決定の申立をなそうとする上掲各決定の結論は支持されるべきであろう。上掲各決定に対する評釈も、おおむね理由づけと結論に賛成している(グッドマンジャパン事件決定につき、鳥山恭一・法学セミナー七一七号一三五頁。セレブリックス事件決定につき、鳥山恭一・法学セミナー七一七号一三五頁。セレブリックス事件、中村信男・金融・商事判例一四三八号五頁、三宅新・平成二五年度重要判例解説一〇九頁、加藤・前掲九六頁、矢崎淳司・首都大学東京法学会雑誌五五巻二号四二二頁、前田修志・ジュリスト一四七八号一〇九頁)。

なお、取得価格決定申立権の根拠条文は会社法一七二条一項である。同条項一号と二号に関しては、 X_1 は二号の株主に当たるが、 X_1 および X_2 については解釈の余地がある。すなわち、 X_2 については、基準日に有していた一〇〇株は一号、基準日後に追加取得した一〇〇株は二号の株主になるのか、二〇〇株とも一号を根拠と考えてよいのか(東宝

不動産事件決定は、同条項「一号にいう株主について取得価格決定の申立ての対象株式を基準日当時保有していたものに限定する旨の規定は存在せず、このように解すべき法令上の根拠も見当たらない」と判示する)。 X_1 については、二号の株主か、基準日株主として反対の意思は明示しているので一号の株主と把握できるのか(基準日後に売却し買戻しているが、売却先(例えば完全子会社)との関係で、実質的に継続的に保有していたと解することができる場合は一号の株主となろう。このような場合でなくても一号を根拠と解せるのか―継続保有を要件とするのか)。いずれにしても、 X_1 ・ X_2 が一号の通知・反対を行っていることが前提であり、本件の結論に影響はない。

五 平成二六年会社法改正による影響

(1) 買取請求に係る株式の買取の効力発生時
平成二六年改正前会社法では、既存の株式に全部取得条項を付す定款変更に反対する株主が株式の買取を請求する場合には、当該株式の買取の効力は代金支払時に生じることとされていた(改正前一一七条五項)。全部取得条項付種類株式は、その全部を取得する旨を決定する株主総会議で定められた取得日に会社に取得される(会一一七条一項)。前掲平成二四年最決は、買取請求がなされたからと

いつて当該「株式を全部取得条項付種類株式とする旨の定款変更の効果や同株式の取得の効果が妨げられると解する理由はないから」、取得日が到来すれば株主は同株式を失うと解されるので、当該株主は買取価格決定を申し立てる適格を欠くに至る、との判断を示した。例えば本件事案の場合には、定款変更が平成二五年五月八日、取得日が同年六月一二日である（五月八日から三〇日経過後に買取価格決定を申し立てることができるようになる（会一一七条二項））。平成二四年最決の論理によると、本件のようなキャッシュ・アウト事例では、右買取価格決定申立制度の利用は現実的ではなかった。

これに対して、改正会社法一一七条六項は、株式買取請求に係る株式の買取の効力は（全部取得条項を付す）定款の効力発生日に生じることとした。したがって、株式買取請求に基づく買取価格決定申立に支障はなくなった。一方、全部取得条項を付す定款変更決議の効力発生を前提として全部取得条項付種類株式の全部取得決議がなされるから、全部取得決議時には買取の効力が生じており、株式買取請求権を行使した株主による取得価格決定申立制度の利用は排除されよう。

(2) 仮払制度の新設

裁判所が決定した取得価格の支払においては、取得日後、年六分の法定利息も支払わなければならない（改正前一二条二項、改正一七二条四項）。そこで、改正一七二条五項は、取得価格の決定があるまでは、当該会社は公正価格と認める額を支払うことができる旨を定めた（仮払制度）。会社にとっては仮払の限度で法定利息の支払を免れるとともに、年六分の利息獲得を目的とした取得価格決定申立を抑制できる（会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」第2部第4の2参照）。

(3) キャッシュ・アウトに関する株式併合制度の整備
株式併合制度が整備されたことよって、今後は、キャッシュ・アウトには全部取得条項付種類株式ではなく株式併合を用いる方法が主流になると思われる（小島義博「期間短縮・わかりやすさで選ぶキャッシュ・アウトの手法」ビジネス法務一五巻八号一五五〜一五七頁参照）。キャッシュ・アウトの実質において同じであるから、株式併合に係る株式買取請求につき、基準日後取得株主は改正一八二条の四第二項の株主に含まれると解することになろう（一号株主、二号株主につき、前述四参照）。